中央区立月島第二小学校いじめ防止基本方針

平成 27 年 3 月 20 日 校 長 決 定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。

しかし、いじめは、どの学校の、どの学級の児童生徒にも起こりうるものであり、全国 的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下、「法」という)第12条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日 文部科学大臣決定)、「中央区いじめ防止基本方針」(平成27年1月14日)に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「中央区立月島第二小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身に苦痛を感じているもの」をいう。

2 中央区立月島第二小学校いじめ防止基本方針策定の目的

本校に在籍する児童の保護者、地域住民並びにいじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する児童がいじめを受けていると思われるときに、適切かつ迅速に対処することができるようにするために、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

3 いじめ防止に向けた学校の方針

- (1) 児童が安全に安心して学校生活を送れるよう、学校全体で、いじめを生まない学校づくりを目指す。
- (2) 学校は、あらゆる教育活動を通じ、人権教育と道徳教育を充実させながら、児童の思いやりの心と自尊感情を育てるとともに、他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育成する。
- (3) 学校は、児童が主体となっていじめを生まない学校づくりを進める意識を育むとともに、自治的・自立的な活動を推進し、いじめ防止等に向けた主体的な取組が実践できるよう指導・支援する。
- (4) いじめは、どの児童、どの学級、どの学校にも起こりうるとの認識に立ち、学校は、教職員一人ひとりの意識と指導力を高め、組織的に対応する。
- (5) 学校は、教育相談や個別の面談、児童への毎月のアンケート調査の実施など、 児童一人ひとりの実態把握に組織的に取り組むとともに、いじめを受けた児童が 安心して学校生活を送れるよう、その安全を確保し、周囲の児童が勇気をもって いじめに関する情報を発信できるよう体制を構築する。

第2 いじめ防止等の取組

1 「月島第二小学校いじめ防止基本方針」の策定

法第13条の規定、及び「中央区いじめ防止基本方針」に基づいて、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置

本校は、法第22条の規定に基づいて、「学校いじめ防止対策委員会」を組織する。構成メンバーは、以下の通りとし、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の中核となる役割をもつ。

校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・特別支援教育コーディネーター・養護教諭 スクールカウンセラー・専任教育相談員・担任(他教職員は必要に応じて加わる)

いじめを未然に防止するための対策を推進するとともに、いじめへの早期対応を 迅速・適切に行うため、教育委員会・PTA・地域社会・関係諸機関等と連携して実 効的な取組を行う。

3 段階に応じた具体的な取組

月島第二小学校の5つの柱

(1) 未然防止 (2) 早期発見 (3) 早期対応 (4) 相談体制 (5) 校内研修

(1) 未然防止のための取組

○ 日常より「いじめをしてはいけない」という気持ちをつくる働きかけをする。

ア 「協同」の導入による学級づくり

- ① 児童が学級づくりに参加し、「いじめ」が起こらない学級をつくっていこうとする意識づくりと、学級の問題は自分たちで解決していくという意識を高める。
- ②「道徳の時間」や「学級活動」「縦割り班活動」の時間を大事にし、児童同士による話合いや実践の場を通して、集団を改善する手続きや一人ひとりの友達をよく知り、良いところを認め合い、よりよい人間関係を構築しようとする気持ちと態度を育てる。
- ③ 「協同」を取り入れ、人間関係の中で個人の責任や社会的スキル等を身に付けながら、相互協力・信頼関係を授業の中から築いていけるようにする。
- ④保護者にも自主的な学級づくりの推進がいじめを防止することについての理解を得る。

イ 人権教育・道徳教育

「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」という人権感覚を各教科、道 徳、総合的な学習の時間、特別活動等の特質に応じて、教育活動全体を通じて育成 する。また、いじめ等他の人を傷つけるような問題が起きたときには、他の人の人 権を尊重する観点から看過することなく、学校全体として適切かつ毅然とした指導 を行う。

ウ 体験活動

学習に「体験活動」を積極的に取り入れ、様々な体験を通じて、児童の社会性や 豊かな人間性を育む。また、自然体験や社会奉仕体験などを教育課程に適切に位置 づけ、道徳や特別活動、総合的な学習の時間、各教科と関連させて効果的な取組を 進める。

エ 情報モラル教育

学校公開で携帯電話やスマートフォン・パソコン等の利用に関する学習を設定し、 いじめ等を未然に防ぐ情報モラル教育を行う。また、保護者に対して、携帯電話等 を買い与える際の保護者の責任について啓発を図る。

オ スクールカウンセラー・専任教育相談員の活用

児童や保護者の抱える悩みを受け止め相談できる場として、スクールカウンセラー・専任教育相談員の活用を推進する。(日常より児童との相談・観察の推進を行う。保護者へはスクールカウンセラー・専任教育相談員と相談できる日時を学校便り等で周知する。)

カ 保幼小中連携「学びのエリア」

保・幼・中と連携を取り、情報を共有することで、いじめともなり得る原因を少なくするようにする。

キ 「保護者の責務」の徹底

保護者会等において、保護者には子の教育について第一義的な責務を有することを啓発する。

(2) 早期発見

- 日常の綿密な児童観察及び定期的なアンケート調査を行う。
- 教職員間の定期的な情報交換の場である「生活指導朝会」を設定する。
- 定期的な個人面談を実施する。
- 保護者及び地域からの声の収集を行う。

ア いじめの実態把握調査

ふれあい月間にアンケート方式による調査を実施する。他の月は、児童が自分の 生活をふり返る「生活意識調査」(いじめ発見のチェックシートを兼ねる)を実施 する。調査結果を受けて、必要に応じて個別の面談を行う。

イ 教職員の定期的な情報交換(生活指導朝会)

校務支援システムの「日誌」機能を活用する。また、金曜日の始業前に生活指導朝会を設け、いじめの情報があれば全員で情報の共有化を図る。

ウ 相談窓口

児童・保護者には、担任・関係の教師、スクールカウンセラー、専任教育相談員、 保健室、校長室と、様々な窓口があることを周知する。

また、地域からの情報収集も大切にし、電話・会話等で情報を収集できるようにする。

エ いじめ見逃しゼロ

いじめは、どの児童にもどの学校にも起こりうるという認識に立ち、「いじめ見逃しゼロ」を教職員が徹底する。

オ 定期的な個人面談の実施

4月下旬と12月上旬に保護者との個人面談を実施する。7月に5年生児童全員がスクールカウンセラーと面接を行う。他学年児童は、上記アの調査結果に応じて面談を行う。

カ インターネットの書き込み情報

いじめとなりうる情報の書き込み等がインターネット上に発見された場合は、教育委員会と連携をとり、適切な対処を行う。

(3) 早期対応

- 重大事態であるかの判断をする。
- いじめ防止対策委員会で方針を話し合う。
- 早期に事実確認をする。
- 児童との対話を行う。(被害者、加害者、周りの児童など)
- 学級の立て直しの方策を検討する。
- 関係機関との相談及び連携をする。
- ◎ いじめ防止対策委員会で「重大事態かどうか」「対応の方針(事実確認、対応、 改善)」の方針を決定し、全教職員が協力して対応する。
 - ① 重大事態かどうかの判断
 - ・学校いじめ防止対策委員会を招集し、迅速な判断をする。
 - ② 幅広い事実確認
 - ・ いじめが発生した学級の児童全員からの情報収集 (状況・不満・不安・今後意見)
 - ・補教体制(専科等による補教)を組み、相談時間の確保
 - ③ 被害児童への対応及び支援
 - ・関係児童全員からの速やかな事実確認
 - *「いつから、何を(どのようなことを)、誰に、どの程度」の確認をし、詳細な記録をとる。周囲の児童と関係教職員から事実確認を行う。
 - *「あなたを学校全体で守る」という学校全体の意思の伝達を行う。
 - *「いじめられる側は悪くない」という共通認識、学級において担任が被害者側の味方であることを明言、スクールカウンセラー・専任教育相談員との連携による安心できる場の確保を行う。
 - ・被害、加害児童双方の保護者へ速やかな連絡をし、話し合いをする場の設定を する。
 - *保護者への事実を基にした速やかな連絡、状況の定期的かつ細やかな報告、 状況に応じて保護者(同士を含む)との話し合いの場を設定する。
 - ・スクールカウンセラー・専任教育相談員が被害児童のカウンセリングを行う。
 - ・複数教員で対応する。(直接授業に入る、給食、清掃時、休憩時等の協働指導)

*声をかけ、話ができる、聞いてあげる雰囲気をつくる。

- ④加害児童への対応及び措置
 - ・速やかな事実確認と保護者への連絡
 - *加害児童への厳重な指導、校長を含めた複数の教員での対応、親子での話を する場を設定する。
 - ・いじめが止まらない場合の取り出し指導の場と学校体制の確立
 - *加害児童を被害児童から遠ざける体制の確立、保護者の了解を得て、取り出し(別室)指導の場の確保とその際の指導体制の確立をする。
 - ・謝罪の場の設定とその後の様子の観察
 - *被害児童が納得する話となるような謝罪の場の設定、事前の加害児童保護者 への謝罪内容等の確認、謝罪後の様子の観察と定期的なスクールカウンセラー・専任教育相談員との面談を実施する。

⑤学級の立て直し

- 学級再編
 - *学級のルールの再編と徹底、温かい言葉がけ、楽しい時間作りを行う。また、 校長をはじめ、すべての教職員(含むスクールカウンセラー、専任教育相談 員)といつでも相談して良いことを伝える。(専科時間の応援、また、専科 教員の学級への応援)

⑥関係機関との連携

・関係機関との相談及び連携 *いじめ事案の態様によって、区教委・警察・児童相談所との連携を図る。

(4) 相談体制

- いじめ防止対策委員会の設置と活用
- スクールカウンセラー・専任教育相談員との活用
- 学級でのチェックリストの活用
- ア 管理職への確実な報告とスクールカウンセラー・専任教育相談員の活用 「少しでも気になる児童の様子は、直ぐに報告」という学校体制とシステムの構築、スクールカウンセラー・専任教育相談員との情報共有の場と時間の設定をする。
- イ 個々のケースについての情報共有及び教職員の関わり方の確認 聞き取った事実の共通理解、ケース毎の具体的な手立て及び教職員の対応につい ての協議、関係児童へ声かけをする。
- ウ 取り上げるレベルの明確化とチェックリストの作成 日々の児童観察に使用するチェックリストの項目の設定、危機レベルの設定と学 校全体の動きが分かる資料を作成する。

(5) 校内研修

- 〇 授業改善
- 教育相談研修
- いじめの理解や防止に関する研修の参加と情報共有

- 人間関係づくり
- ア いじめを生み出さない学級の雰囲気作りについての研修
- イ いじめを見逃さないための児童の観察の視点を明確にするための研修
- ウ 被害・加害児童の保護者への連絡内容及び実際の話し方の研修
- エ 東京都等主催のいじめ防止研修会への参加と情報提供

重大事態への対処(重大事態の発生と調査) 第3

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、(法第28条第1項)

1 いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な 被害が生じた疑いがあると認められるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」

- 児童生徒が自殺を企図した場合 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合 精神性の疾患を発症した場合
 - など
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当な期間学校を欠席することを 余儀なくされている疑いがあると認められるとき

「相当な期間〕

- 国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安としている。
- ただし、日数だけでなく、児童の状況等、個々のケースを十分に把握する。
- 5日間程度連続して欠席した場合は迅速に調査に着手する。
- * 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で 学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態 ととらえる。

(2) 重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

(3)調査の趣旨及び調査主体

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に視するために行う ものである。学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行 われ、どのような熊様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があ ったのか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。

なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずし も十分に結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれ がある場合には、教育委員会が調査を実施する。

(4)調査結果の提供及び報告

学校または教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によっ て明らかになった事実関係について説明する。

教育委員会は調査結果を区長に報告する。